

「手話言語条例」制定を求める決議

本市議会では、平成26年9月定例会において「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願」を採択し、国へ同法制定を求める意見書を提出したところである。

全国的に社会のバリアフリー化を推進する一環として、一日も早い「手話言語法」の法制化が求められている中、手話が音声言語と対等な言語であることについて市民理解を得るとともに、広く手話の普及を図り、聴覚に障害のある人への手話をはじめとする様々な情報伝達手段の保障により、どこでも誰もが自由にコミュニケーションをとることができる社会環境づくりが大変重要である。

については、京都府内自治体の先駆的な取り組みとして、本市において実効性のある「手話言語条例」の制定を強く求める。

以上、決議する。

平成27年3月26日

福知山市議会